

165-衆-教育基本法に関する特別...-10号 平成18年11月10日

笠井委員

日本共産党の笠井亮です。当委員会における前国会の教育基本法改定法案の審議の中で、私も何度か質問に立ちました。与党は早期採決を主張しているようですが、言語道断であります。

今、重大なことは、政府、文部科学省に、教育基本法という教育の根本法の改定法案提出者としての最低限の資格が問われる一連の問題が提起されているということであり、

特に、いわゆるやらせ質問の問題で、この問題に国民の怒りが沸騰しております。私も、内閣府が七日と九日に提出した教育改革タウンミーティングに関する調査結果、報告を読みましたが、政府主催のタウンミーティングで、少なくとも、青森そして岐阜、愛媛、和歌山、大分、五県の会場でやらせ質問が行われていたことが明らかになった、驚くべきことだと思います。

そこで、まず文部科学大臣に伺いますが、内閣府の七日の調査結果によりまして、お手元に資料があると思うんですが、本年九月二日の青森県八戸市での開催自体が、冒頭にあります、ことし六月の文部科学省から内閣府への依頼によるものであったこと、さらに、八月二十二日には、また文部科学省から、議論の活発化のために教育基本法の改正についての議論があった方がよいということから、質問項目案を作成すると内閣府に連絡をして、いわゆるやらせ質問を提起して、八月三十日には、文部科学省から内閣府に質問項目案を送付した、こういう経過が明らかになっております。

そこで、伊吹大臣もこの調査結果を見て驚かれたと思うんですが、この報告のとおり、質問項目案をつくったというのが文部科学省だった、それは間違いのないわけですね。

伊吹国務大臣

そのこのところだけを取り出して議論するのは適当じゃないと思いますので、少し説明させていただきます。

タウンミーティングをやる際に、国会でもそうでしょう、参考人をする、公聴会をするという場合に、一般に公募をする。しかし、なかなか適当な人が集まらない場合にどうするかとか、みんないろいろ知恵を出すわけですね。参考人招致には、共産党も自分たちの推薦する参考人を出してくれとあって、理事会の協議を経て参考人をお出しになる。

そして、この八戸のタウンミーティングのときは、どういう質問があるんだということを内閣府で集めてくれたときに、教育基本法に関する質問がないんですよ。なかった。だから、文部科学省としては、今教育基本法をこの国会で御審議を願い、これからの日本のことを考える教育基本法をぜひ成立させたいという思いがあったので、こういう質問がありますということを内閣府へお取り次ぎをした。それは、午前中、内閣府の官房長が御説明になったことと私が言ったことは平仄が合っております。その後の扱いについては、午前中、内閣府の官房長が御説明になったとおりの運びになっていると思います。

笠井委員

大臣、そこが問題なんですよ。事前になかったというのは、国民の側からは教育基本法の改正は必要ない、それをしてもらわなきゃ困るという意見がなかった。それを見て文部科学省の側が、これじゃ困ると思って、お願いします、だれか言ってくださいと。そして、質問項目案を出した。(発言する者あり)まさにそこが問題でしょうが、それがやらせ問題の本質的な問題なんですよ。それこそやらせじゃないですか。

その質問項目案が、同じく八月三十日、内閣府、八戸市教育委員会、県教育庁、学校長を通じて注意事項とともに発言候補者に渡って、二人が発言した。予定者がいなかったから、文部科学省は困るなと思ったので、これじゃ法案を通せないと思って、頼んで、そのとおり二人が発言さ

れたという結果になったわけでありまして、これこそまさにやらせということでありまして、こういう質問など、教育に携わる文部科学省としてはやってはならないことだ、まさに規範意識も何もないと私は言わざるを得ないと思うんです。

こんなやらせ質問が、九日の内閣府の調査結果によれば、このほかにも、七回の教育改革タウンミーティングのうち、初回の平成十五年十二月十三日の岐阜市以来、少なくとも四回、文部科学省が主導し、関与して行われてきた。これは間違いありませんね、大臣。端的にお答え願います。

伊吹国務大臣

文部科学省としては、教育基本法の質疑をぜひお願いしたい、お願いするとすればこういう質問があるということをお内閣府にお取り次ぎをしたわけですから、あとは内閣府の扱いをぜひ御質問いただきたいと思います。

笠井委員

よそごとじゃないんですよ。文部科学省は、これじゃ困ると思ってお願いしたわけですからね。内閣府主体という話じゃないんです。もともと主導してきた。八戸だって、先ほど言いました、文部科学省から内閣府に依頼をして、教育問題タウンミーティングをやってくれと言われたわけでしょう。そして、岐阜、愛媛にしても、文部科学省が県教委に発言候補者推薦依頼までしている。何かこれは、内閣府がやることについて文部科学省がお手伝いして、そして、やるならこういうことをやってくれと言ったんじゃないんですよ。経過としては、主導したのが文部科学省、そして実行したのは内閣府という構図、明らかじゃないですか。

ところが、政府の報告では、一連の経過に文部科学省のだれが関与をして、その関与がだれの責任と指示で行われたかという基本的な事実さえ、これを拝見しますと、明らかにされていない。そして、文部科学省の責任と反省については、一言も言及がありません。

八戸市のタウンミーティングについて、一体どの部局、どの課が内閣府に開催を依頼し、だれが連絡をとって、そしてだれが質問項目案をつくったのか、その実態の調査を文部科学省としてはされましたでしょうか。

田中（壮）政府参考人

お答えを申し上げます。今回の八戸のタウンミーティングにおきます質問項目案の作成に關しましては、文部科学省の中におきましても調査をしたところでございまして、現実には大臣官房の総務課の広報室の方で担当をしておったところでございますけれども、具体的な個人名等は差し控えさせていただきますと思います。

笠井委員

今、大臣官房の総務課の担当者ということでありました。

今私が聞いたのは、依頼したのはだれかと。そもそも開催依頼です。だれが連絡をとってやってきたのか、それについてはどうでしょう。

田中（壮）政府参考人

お答えを申し上げます。開催の依頼につきましては、国会が閉会されたということで、今後、教育基本法の改正案についても国民に周知を図っていきたいということで、文部省におきまして、教育改革フォーラムと同時にタウンミーティングも開かせていただきたいということで、文部省の方から内閣府の方をお願いをしたものでございます。

笠井委員

文部省のだれかと聞いているんです。

田中（壮）政府参考人

タウンミーティングの開催に関しましては、文部科学省の生涯学習局、私どもの方が必要があるということを決定し、お願いをしたものでございます。

笠井委員

局のどなたがされましたか。

田中（壮）政府参考人

内閣府に連絡をした者の名前に関しては、控えさせていただきたいと思います。

笠井委員

では、役職を教えてください。

田中（壮）政府参考人

お答えを申し上げます。文部科学省の総務課広報室の広報室長でございます。（笠井委員「生涯学習局じゃないの」と呼ぶ）いや、要するに、タウンミーティングを開きたいということは生涯学習局で決めまして、文部科学省の中で総務課広報室にお願いをしたものでございます。

笠井委員

まさに主導して開催をお願いしたんです、大臣。

では、内閣府に伺いますが、その依頼を受けたのはどなたが受けられたんでしょうか。

山本政府参考人

内閣府タウンミーティング担当室の担当主査でございます。

笠井委員

その担当主査は、報道されているような文部科学省からの出向者でしょうか。

山本政府参考人 そうでございます。

笠井委員

それでは、内閣府に伺いますが、六月に依頼を受けて、「文部科学省に、公表資料の開催趣旨文の作成を依頼。」というふうに今回の報告書にありますけれども、文部科学省のどなたに作成を依頼しましたでしょうか。

山本政府参考人 総務課広報室に先ほどの担当主査が依頼をいたしました。

笠井委員

八月二十二日に、内閣府は、発言希望者の「発言趣旨を、参考として文部科学省に提供。」とありますけれども、文部科学省のどなたに提供したでしょうか。

山本政府参考人

窓口が総務課広報室でございますので、同じく総務課広報室の担当者に内閣府の担当主査が連絡をしたものでございます。

笠井委員

九日の調査結果によりますと、大分などの場合には、発言趣旨の一覧といいますが、事前の項目についての一覧が出されておりますけれども、八戸についてもあるわけですね、当然。

山本政府参考人

八戸市のタウンミーティングを行うに当たりまして、討論のきっかけをつくるような発言希望者を募っております。自由な意思で、自分の考えでそういった発言ができる人を選んでほしいということをお願いをいたして、四名の方が八戸市から報告がございました。

笠井委員 その一覧というのは出していただけますか。

山本政府参考人

この発言の希望者につきましては固有名詞と、それから発言趣旨が入っておりますので、これは理事会の方にもお出しを控えておりますが、四名の方からそういう希望のお話があったということは明確にお答えいたします。

笠井委員

委員長、その提出を、その件については理事会で諮っていただきたいと思います、要求すると。

森山委員長

何の……（笠井委員「そのリストです、四名の」と呼ぶ）リストですか。
理事会で協議いたします。

笠井委員

文部科学省に伺いますけれども、同日、発言趣旨を文部科学省に提供した後、文部科学省のどなたが、質問項目案を作成するというふうに内閣府に連絡しましたでしょうか。

田中（壮）政府参考人

お答えを申し上げます。文部科学省の総務課広報室の担当者が内閣府の方に御連絡を申し上げたところでございます。

笠井委員

それを受けて、八月二十四日に内閣府は、八戸市の教育委員会に発言者の追加を依頼したわけでありまして、そして、そういう中でメールがあるわけですね。「八戸市教育委員会教育政策課総務企画グループ様」ということで、「内閣府大臣官房タウンミーティング担当室」と。「発言者について、もう少し増やしておきたいと文部科学省よりお願いがありまして、あと三名程度お願いしたいのですが。なお、この三名については、発言内容を文部科学省から提示しますので、その内容について発言して頂きたいと考えております。」まさにこういう形でやらせ質問が具体的に進められていったわけでありまして。

そして、八月三十日には、文部科学省から内閣府に質問項目案を送付している。改めて、だれから、だれがつくって、だれに送付したか、答えてください。

山本政府参考人

内閣府の先ほどの担当の主査から、八戸市教育委員会の先ほどの担当者に項目案を送付いたしております。

笠井委員

そうした中で、八月三十一日に、三名の発言候補者について内閣府に連絡があって、内閣府から市教育委員会、県教育長に連絡があった。さらにメールがあって、市教育委員会あてのメールでこうあります。これも「内閣府大臣官房タウンミーティング担当室」。「依頼発言者、ありがとうございます。文科省依頼分（三名）は必ず当たります。」と。そして、この間かなり有名になっておりますけれども、そのときの注意事項、「できるだけ趣旨を踏まえて、自分の言葉で（せりふの棒読みは避けてください）」「お願いされて…」とか「依頼されて…」というのは言わないで下さい。（あくまで自分の意見を言っている、という感じで）」と。こういう形で注意事項が連絡されて、やらせ質問が行われたわけでありまして。

先ほどもありましたけれども、文部科学省がそもそも開催を依頼して、そのもとに内閣府と連絡をとり合いながら、担当者という役職もありました。そして、結果として、そういう流れの中

で、受けた方も文部科学省からの出向者。そして、こういう形で具体的に質問依頼があって、そして質問項目が渡されて、それで発言された。

大臣、これは文部科学省が、何か、お手伝いしたというんじゃなくて、まさに主役として、そして実行役が内閣府、こういう共同責任の構図じゃないでしょうか。これは冷静に考えたらそれ以外ないと思うんですが、どうでしょう。

伊吹国務大臣 冷静に考えて、私は、先生のようなお考えにはくみしません。

笠井委員

今ちょっと、なぜかわかりませんから、説明してください。なぜ違うんですか。

伊吹国務大臣

文部科学省が主導して、例えば今先生がおっしゃった、こういう態度で、こういう言葉でとか、そんなことを文部科学省がやっているわけじゃありませんよ。内閣府で注意事項として添付されておられることですから。

ですから、午前中の民主党さんの御質問にも私がお答えしたように、こういうことは私は感心したことだと思いません、私自身、確かに、それは。しかし、文部科学省が主導してと、そして何かその、我々がすべてやったような御発言は、それはちょっと違うんじゃないかということをお願いしているわけです。

笠井委員

私が紹介した内閣府のメール、読み上げましたよ。大臣はお聞きになったと思うんですよ。発言者についてももう少しふやしておきたいというのは「文部科学省よりお願い」ですよ。もともと開催自体が文部科学省からお願いがあった中で、発言予定者の一覧があって、これでは足りないということで、文部科学省の方でさらに具体的に組織してくれという話があって、そして質問項目を送りますよといって送って、それをもとに内閣府がこれを組織して、そして文部科学省依頼分の三名は必ず当たりますよと言っているんですよ。(伊吹国務大臣「だれがですか」と呼ぶ)内閣府がそう言っているんです、文部科学省から依頼した三名の方々は当たりますよと。これで主導じゃなくて何なんですか、だって。ちょっとこれは理解しがたいですけども。大臣、ここはお認めにならないと。大臣のときのことじゃないんですけども、しかしこれはおかしい、文部科学省は重大な責任がある、結構なことじゃないというんじゃなくて、これは大変なことだ、文部科学省として。徹底的にこれを調べてといたって、高橋千鶴子議員が提起したのは十月三十一日ですからね、内閣府がこれを認めてからだって、十一月一日、石井郁子議員がやってからもう十日たっていますよ。

いまだに、これはうまくないけれども、しかし、そんなに責任がない、文部科学省が主導したんじゃない、責任がないというふうにおっしゃるんですか。

伊吹国務大臣

朝からの質疑をずっと冷静に聞いていただければ、私が責任がないなどとは一度も言っておりません。

笠井委員

しかし、私は今、大臣の発言からは、本当に真摯に受けとめて、これは責任がある、文部省が主導して大変なことをしたという言葉は全然聞かれませんよ。

では、伺いますけれども、こうしたやらせ質問について、大臣以下のどのレベルで指示が行われて、どのレベルで承認がとられていたのか、お答え願いたいと思いますが、どうでしょうか。

田中(壮)政府参考人

お答えを申し上げます。省内で調査いたしましたところ、現在まで判明しておりますことは、

担当者が質問項目案をつくり、広報室の広報官でもある広報室長でございますけれども、にまで上げて提出をしたというところまで確認しておるところでございます。

笠井委員 広報室長は了解していた、承認していたということですね。

田中（壮）政府参考人

お答えを申し上げます。広報室長まで担当者は上げて、内閣府に御提出をしたということでございます。

笠井委員

こういうことをやろうということを示した方はいるんですか。どなたですか。勝手にやったんですか。

田中（壮）政府参考人

お答えを申し上げます。調査した段階で申し上げますと、内閣府の方から発言予定者の発言内容を文部科学省の方にも送付いただいたわけございまして、その発言内容を見させていただきまして、担当者の方で、教育基本法に関する話題が少ないということで、ぜひこういうことも話題に上げていただきたいということで、質問項目案をつくり、それを上司に見せて提出をしたということでございます。

笠井委員

上司は、それはまずいというふうには言わなかったんですか。

田中（壮）政府参考人

当該上司におきましても、そのような議論が活性化することは、そういうことに役立てばということで、これを承認したところでございます。

笠井委員

室長も含めて、やらせ質問が必要だと、承認してやったと。これは本当に重大ですよ。担当者が勝手にやったんじゃないくて、やはりこの状況を見たら、こういうやらせ質問をやる必要があると、室長を含めて決めたことだということであります。

では、当時の大臣は経過を承知していたでしょうか。

田中（壮）政府参考人

大臣には御報告をいたしておりません。

笠井委員

それはおかしいですね。タウンミーティングがやられる、発言者がいろいろあるけれども、なかなか教育基本法改正という問題については意見がないという中で、やらせ質問を組織した、そして質問項目案をつくったということですから、これは、質問項目案をつくと、それに対応して、そこに出席する大臣を初めとした出席者の壇上の方々は当然それに対して答弁をするということになります。想定問答をつくっていたはずですよ。そうでなかったら質問項目案をつくる意味がないですから。そういう点では、当然大臣こういうことで会場から質問が来たときにはこうお答えくださいということでやっていたんじゃないですか。

田中（壮）政府参考人

そのような事実は判明しておりませんし、大臣に対してそのような報告をしたということは申してはおりません。

笠井委員

これは、大臣がそういうところに出るときはちゃんとレクをやるでしょう。

では、想定問答はなかったんですね。

田中（壮）政府参考人

お答えを申し上げます。当然、タウンミーティングを開きますので、その際に必要な資料等に関しましては、事前に大臣にお話をしておるところでございます。

笠井委員

必要な資料というのは、想定問答があったんですか、ないんですか、そこをはっきり言ってください。

田中（壮）政府参考人

タウンミーティングに関しましては、大きな柱として、こういう問題、こういう問題、こういう問題をまずプレゼンしていただきますし、それに関して質問が出たら、今の状況としてはこういうふうになっておりますという現状は、大臣に御説明をしております。

笠井委員

質問も組織していたわけですから。項目案をつくっていたわけですから、それに対応する答弁の案があったわけですね。

田中（壮）政府参考人

お答えを申し上げます。教育基本法に関して言えば、教育基本法改正の趣旨はこういうことであって、当然もう大臣、十分御承知なわけでございますけれども、こういう項目がありますという御説明の資料をつくって、それを大臣にお渡ししたということでございます。

笠井委員

御説明の資料というのは、要するに想定問答の答弁でしょう。

これは、愛媛の今度の結果報告の中にあります。平成十六年五月十五日、ここで質問案の中に、二というところで、国立大学の法人化についてのメリット、デメリットという話があって、それにどう考えますかという質問があります。まさにそのとおり、実際の会議の要旨を見ますと、メリット、デメリットあるけれどもどうお考えかという質問があって、その直後に河村大臣が答えているんですよ。まさにそういうやりとりをしているわけです。ここにいらっしゃいますけれどもね、河村委員。まさにそういう形でやられた。本当に、そういう点では、当然そういうことで説明をやらなかったらおかしいはずですよ。だって、官僚の方として、大臣が来るのに、どういう質問が出るか、そうしたらこう答えてくださいと当然やられるわけですから。やっていたんでしょう。

田中（壮）政府参考人

お答えを申し上げます。大臣に対しましては、タウンミーティングの趣旨、それからそのときに御発言していただくような内容、それからその当時の主要事項につきましては当然御説明しておりますけれども、具体的な、その、担当官が振り込んだ、振り込んだと申しますか……（発言する者あり）失礼いたしました、担当官が内閣府にお渡しをしたものに関するような想定質問をつくってはおりません。

笠井委員

これは、歴代大臣経験の方々に参考人でやはり来ていただいて、当委員会で聞いていかなきゃいけない。このタウンミーティングの間で、河村元大臣、中山元大臣、そして小坂前大臣、これにかかわっていらっしゃるわけです。説明を受けているわけですから、どういう説明だったか、知っていたか知らなかったか、これはぜひ参考人として当委員会に呼んでいただいて、そしてちゃんと聞いていただきたい。委員長、これは理事会で協議をお願いしたいと思います。

森山委員長

理事会で協議いたします。

笠井委員

今、八戸の問題をやりましたけれども、それ以外にも四カ所です、明らかになっている。私は、徹底究明と徹底審議が必要だと思います。

それぞれについて、どういう担当者がだれに対してどういうふうに言ったのか、その経過。そして、開催を依頼、連絡をとって、質問項目をだれがつくって、どういう仕掛けになっていたか。だれが承認したのか。当時の大臣は知っていたか。文部科学省はこの全容について、いつまでにこれを調べるんですか。

伊吹国務大臣

先生、この委員会にずっと座っていただければ、大臣でも想定問答は一度も使わずに答弁をしているんですよ、私は。ですから、想定問答をつくっている、つくっていないということよりも、今先生が種々おっしゃっているような、質問がありますからそれへの答えはこういうものですよということをつくってないということを行っているわけですから、文部科学省でいついつまでにとかということよりも、これはやはり内閣府と文部科学省と双方の責任としてやっていることで、今、官房長官が統一的にその仕事をしておりますから、私は官房長官の判断にゆだねたいと思っております。

笠井委員

先ほど来言っていますように、文部科学省として主導してきた。開催依頼から始まっているわけですから、かかわっているわけです。形としては内閣府が主催しているけれども、そして、実際に文部科学省の役人の方が、先ほど来言ったような形で関与している。どういう関与をして何をやったか、大臣が知っていたのかどうかも含めて、これは、文部科学省として調べて、その責任の所在を明らかにして、しかるべき対処をするというのは当然じゃないですか、大臣。

実際に想定答弁を使うかどうかは別問題です。しかし、行ったときにはこういうことになりませう、こういう質問があああの席から出ますよ、そうしたらこう答えてくださいと説明している、これがこの報告書の流れですよ。それについて、あったかないかも含めて、しっかりと調べて、責任についてはきちっと対処する、これぐらいは大臣、言わなかったら先に進めないという問題じゃないですか。

伊吹国務大臣

当時のこのタウンミーティングの席上であの辺から出るかこの辺から出るかということは、これは文部科学省に調べると言っても無理なので、それはタウンミーティングを主催している内閣府に言っていたかかないと困りますよ。

笠井委員

もう終わりますけれども、そういう形で、文部科学省の役人が席を決めてやっているんです。そして具体的に、こういうふうにごさへ座ってくださいと誘導されているんです。実際に青森の方も、本当につらい思いをした、言われて、言いたくないとも言わなきゃいけなかった、こういう思いなんですよ。

文部科学省としての責任を感じないというんじゃ、教育のことをつかさどる省庁として、やらせ体質ということでは、本当に資格があるのかという根本問題が問われる。やはりこの責任のとり方としては、教育基本法改正案については撤回しかないということをおし上げて、質問を終わります。